

令和7年4月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日(木) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の
事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

議案第4号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)

議案第5号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(名)

1番 天本 正幸	2番 寺崎 廣喜
3番 中原 日登美	4番 白水 壽徳
5番 佐藤 和治	6番 藤井 政秋
7番 山下 梅夫	8番 檜原 忠夫
9番 山田 憲二	10番 秋山 儀一
11番 寺崎 多加子	12番 末次 勝記
13番 伊藤 博文	14番 肥山 繁雄
15番 赤川 敏彦	16番 大中 寛敏
17番 末次 実	18番 西岡 利子
19番 野瀬 敏彦	20番 永利 春雄
21番 久光 壽子	22番 西岡 秋義
23番 永利 美津枝	24番 田中 善道

5. 会議に欠席した委員(名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

事務局長	横尾 憲保
農地係長	上野 智哉
書記	豊福 大志

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

新年度を迎え、初めての総会でございます。

それぞれの地域におきましても、新体制での組織運営が始まっていると思います。

そのような中、本日は大変ご多用中にもかかわらず、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

それでは本日の総会は、議案5件、報告3件でございます。

委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は24名で委員定足数に達しております。

よって、令和7年4月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議、よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、18番委員、19番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につい

てご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、小郡地内の畑2筆です。3条による有償移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は新規就農ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、大板井地内の田5筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農地整理に伴う経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

2ページをお願いします。

番号3は、横隈地内の田4筆、乙隈地内田2筆です。3条による無償移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人と譲受人は親子で、親から子へ贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号4は、山隈地内の畑4筆です。3条による無償移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人と譲受人は親子で、親から子へ贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

3ページをお願いします。

番号5は、下西鯨坂地内の畑1筆で、3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は労働力不足のため、譲受人は経営規模の拡大のため売買されるということです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり許可と決定いたします。

次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件でございます。

議案書の4ページをお願いします。

番号1は、大板井地内の田1筆です。建築条件付き住宅の建設用地取得のため、転用申請があったもので、事業主と事業計画が変更となったものです。

(図面で場所等の説明)

なお先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり承認し、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、5件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、5件の説明をいたします。

議案書の5ページをお願いします。

番号1は、山隈地内の畑1筆です。

露天資材置場設置のため、転用の申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号2と番号3は、譲渡人は異なりますが、譲受人と事業計画が同一の案件で、大板井地内の田それぞれ1筆です。

建築条件付き住宅建設用地取得のための転用申請です。

(位置図で場所、施設概要の説明)

議案書6ページをお願いします。

番号4は、福童地内の田1筆です。一般個人住宅建設のための転用申請です。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号5は、下岩田地内の田1筆です。農業用作業施設、育苗場の設置のため、転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第1分科会へお願いしておりましたの

で、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に議案第4号、農地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について、2件を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第4号、農地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について、2件の説明をいたします。

議案書の7ページをお願いします。

番号1は、上西鯨坂地内、下西鯨坂地内のそれぞれ田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号2は、吹上地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案どおり承認し、意見書をつけ県に進達いたします。

次に議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約について、15件を議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委

員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、2番委員、7番委員につきましては、退席をお願いします。

(退席案内)

議長：

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約について、ご説明します。

議案書の8ページをお願いします。

番号1は、八坂地内の田2筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

番号2は、次の9ページまでまたがります。福童地内の田14筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

番号3は、9ページから11ページまでまたがります。福童地内の田19筆、畑1筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

番号4は、力武地内の田1筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

12ページをお願いします。

番号5は、二森地内の田1筆、八坂地内の田1筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

番号6は、吹上地内の畑1筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

番号7は、次の13ページにまたがります。横隈地内の田2筆、井上地内の田6筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

番号 8 は、赤川地内の田 2 筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

1 4 ページ、番号 9 は、赤川地内の田 2 筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

番号 1 0 は次の 1 5 ページにまたがります。福童地内の田 1 9 筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

1 6 ページ、番号 1 1 は、赤川地内の田 1 筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

番号 1 2 は、大保地内の田 8 筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

1 7 ページ、番号 1 3 は、大保地内の田 3 筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

番号 1 4 は、津古地内の田 2 筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

1 8 ページ、番号 1 5 は、横隈地内の田 2 筆、干潟地内の田 1 筆、吹上地内の畑 4 筆です。

(面積、貸借権を設定する者(所有者)・貸借権の設定を受ける者(耕作者)、貸借期間等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第 2 分科会へお願いしていただいたので、第 2 分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第 2 分科会長：

ご報告いたします。

議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約について、第 2 分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。
本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。
よって、議案第5号は原案どおり承認し、意見書をつけ県に進達いたします。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出5件につきまして報告いたします。
議案書の19ページをご覧ください。

番号1は、上西鯨坂地内の田1筆、下西鯨坂地内の田1筆です。
売買により合意解約されたものです。

番号2は、八坂地内の田5筆です。
売買により合意解約されたものです。

20ページをお願いします。
番号3は、下西鯨坂地内の田1筆です。
売買により合意解約されたものです。

番号4は、八坂地内の田1筆です。
売買により合意解約されたものです。

番号5は、吹上地内の田2筆です。
売買により合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、16件の報告をいたします。

番号1から議案書26ページの番号15までは、譲受人と転用目的が同一のもので、福童地内の田31筆です。
店舗建設のため届出が提出されたものです。

番号16は、稲吉地内の畑1筆です。
一般個人住宅建設のため届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。
報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によ

って確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告をご覧ください。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和7年4月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和7年4月10日（木） 午後2時44分閉会

小郡市農業委員会

議 長 天本 正幸 ⑩

署 名 委 員 18番 西岡 利子 ⑩

署 名 委 員 19番 野瀬 敏彦 ⑩